

総 財 公 第 9 号

平成 31 年 1 月 25 日

各 都 道 府 縿 知 事
各 指 定 都 市 市 長

殿

総務大臣 石田 真敏

公営企業会計の適用の更なる推進について

公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増しています。

こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形での確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。特に、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定は、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取組であり、これらの取組を進めるためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須となります。また、広域化、民間活用等の抜本的な改革の推進に当たっても、公営企業会計に基づく財務情報を関係者間で共有することが有効です。

こうした観点から、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用していない事業（以下「法非適用企業」という。）について、「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 18 号総務大臣通知。以下「平成 27 年通知」という。）により、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で、同法の規定の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行されるよう要請するとともに、特に資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業及び簡易水道事業について、重点的な取組をお願いしたところです。

この間、都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村（一部事務組合及び広域連合を含

む。以下同じ。）における下水道事業及び簡易水道事業については、取組に大幅な進捗が見られましたが、一方で、人口3万人未満の市区町村においては、取組の進捗に差異が見られるなど、一層の取組が求められる状況にあります。

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体におかれでは、法非適用企業に係る公営企業会計への移行について、引き続き、平成27年通知による取組を進めていただくとともに、新たに平成31年度から平成35年度までの5年間で、更なる取組を推進していただくよう、特段の御配慮をお願いします。特に、下水道事業及び簡易水道事業については、引き続き、重点的に取り組まれるようお願いします。

なお、総務省においては、従前より公営企業会計の適用について支援措置を講じてきたところですが、地方公営企業法の適用に関するマニュアルの改訂、所要の経費に対する地方財政措置の拡充、公営企業経営アドバイザー派遣事業等の充実などにより、引き続き、助言・情報提供等を行うこととしています。各地方公共団体におかれでは、これらを適切に活用し、取組を進めていただきますようお願いします。

各都道府県知事におかれでは、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨を周知していただくとともに、市区町村が公営企業会計への移行を円滑に進めることができるよう、関係部局間で十分に連携の上、適切な御助言をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。